

## 田上 時子のエッセイ

# 「憲法」を守るべきか変えるべきか？

1月末、通常国会が召集され、安倍首相が施政方針演説を行ったが、演説の最後に、憲法改正について各党に具体案の提示を求め、「憲法審査会で議論を深め前に進めることを期待する」と呼びかけた。

自民党原案を自民党大会がある3月末までにまとめ、今秋にも発議することも視野に入れているようだ。

日本国憲法改正には次の手続きが必要とされる。

- ① 憲法改正原案が国会に提出される。
- ② 衆・参議両院の憲法審査会に原案を審査される。
- ③ 両院ごと過半数の賛成で可決され、本会議に提出される
- ④ 衆・参議両院の3分の2以上の賛成により国民投票にかけられ、国民投票の過半数により成立する

昨秋の衆院戦勝利で、自公与党は衆参とも改憲発議に必要な3分の2の議席を維持しており、2019年の夏には次の参議院選挙があるために、憲法改正の手続きへの歩みを早めたいところなのだろう。

憲法の護憲か改正（改悪？）かについては、私たち一人ひとりがとことん学んで自分の意見を持ち主張し議論し合うことが必要だと強く思う今日この頃である。

近いうちの発議は確実である。

安倍首相は、改正は自民党結党以来の悲願だという。では、なぜ歴代の首相は発議を試みなかったのか？自衛隊明記をしないと今のままでは違

法だという。では、合憲だと主張してきた歴代首相とどう整合性を担保するのか？

疑問は残り、多くの論点を含んでいると感じる。

1960年代後半に北米で起きた第二派フェミニズム運動で“personal is political”という言葉がよく使われたが、ここでいうpolitical（政治的）とは、政党や選挙をいうのではなく、社会における力関係という概念を指す。つまり誰が力を持ち、どのようにそれが使われているか、どうやって力を得るか、社会はどのようにして動かされているかというようなことで、個人と社会の入り組んだ関係の理解をいう。

私たちの生活に関わる事案（personal matters）に権力者の力の濫用は容赦なく関わる。権力者の力の濫用を防ぐために、権力者を縛り付けるものが「憲法」である。

憲法第12条には、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と書かれている。自由と権利というのは、常に私たちがしっかり守り主張していかなければ保持できない、ということ肝に銘じたい。

（3月2日の朝日新聞「森友文書改ざん」報道から一気に政局が動き、内閣支持率も急落。安倍首相が悲願とする憲法改正論議も一時的にストップするとみられる。）

けんぽう  
けんぽう  
けんぽう  
憲法  
憲法  
憲法